

新年あけましておめでとうございます。

昨年は安保法制の国会審議・採択で大揺れに揺れた年でした。

今年は安保法制を許さず、廃止に向けて大きなうねりを作る年です。

今年も手を携えて頑張りましょう！

★ 安保関連法（戦争法）の廃止を求める諸活動が続きます。

**いよいよ安保法制廃止みやぎネットが結成されます！**

**1月24日安保法制廃止みやぎネット・キックオフ集会を開催！**

9月19日、怒号の中で「成立」と称する安保法制。

この廃止を求める、宮城県内のネットワークが結成されます。

幅広い新たな闘いの始まりです。

日時 1月24日（日）13時半～15時

会場 仙台弁護士会館4階ホール

内容 ・連帯のあいさつ

・スペシャルトーク。郭基煥さん

（安保関連法に反対する被災三県大学教員有志の会）共同代表

・リレートーク

・申し合わせの確認・行動提起

参加費無料

どなたでも参加できます。

連絡先：みやぎ憲法九条の会 電話 022-728-8812 F A X 022-276-5160

**1月19日（火）19日行動。午後6時仙台市役所前市民の広場**

**「とりもどそう！立憲主義、民主主義、平和主義！**

**安保関連法（戦争法）の廃止を求める市民集会」**

（日時） 1月19日（火）18時から集会。18時30分からアピール行進

（会場） 仙台市役所前市民の広場

12月の「19日行動」では民主、共産、社民3党の代表が挨拶をしました。宮

城県内九条の会連絡会などで作る「安保法制廃止みやぎネット」（準備会）も参加。運動の輪をより広く、大きく作り上げてゆきましょう。

主な参加組織は以下の通り。19日行動市民連絡会・立憲民主主義を取り戻す弁護士有志の会・戦争法廃止のための市民行動仙台・安保法制廃止みやぎネット（準備会）

各九条の会も参加しましょう。

地域で計画を組んでいる九条の会はその地で成功させましょう。

## 2000万人署名行動に全力を挙げましょう！

### 「総がかり行動実行委員会」の提案を受け止めて！

「総がかり行動実行委員会」は以下を決めています。

- ① 「戦争法廃止を求める毎月19日の行動」全国展開
  - ② 「戦争法の廃止を求める統一署名」の開始。11月3日から。来年5月3日の憲法記念日までに2000万署名を。内閣総理大臣、衆参両院の議長宛ての請願署名。「戦争法の速やかな廃止」「立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、いかすこと」の2点。
- ・ 署名用紙は宮城県内九条の会連絡会で作成しました。
  - ・ 各九条の会の名前を入れてお送りします。表が宣伝チラシ、裏面が5名連記の署名用紙。非常に好評です。
  - ・ 個人で家族が署名し、みやぎ憲法九条の会に送ってくる事例も増えています。
  - ・ 申込先はみやぎ憲法九条の会 ☎022-728-8812 FX022-276-5160。

## 1月の仙台市内の街頭宣伝活動。1月12日、19日、26日！

### 仙台市の平和ビル前にお集まりください。

- 宮城県内九条の会連絡会の新春1月の街頭宣伝活動。1月12日、19日、26日（火）12時から13時まで。いずれも仙台市内平和ビル前にて開催。各自、計画を立ててご参加を！
- 「野党共闘で安保法制を廃止するオールみやぎの会」（略称「オールみやぎ」）も1月4日、国会開催に向け昼0時と午後6時街宣を行います。野党関係者も参加予定。7日（木）も「オールみやぎ」では毎週木曜日、昼の12時と午後6時に予定します。

## 19日行動 12月19日は仙台市元鍛冶丁公園に300人が参集 県内各地で集会などを開催！

- 恒例の19日行動は10月に始まり、12月は第三回。

仙台市では元鍛冶丁公園で12時から13時まで集会、その後仙都会館までアピール行進しました。

300人が参加して、安保法制の廃止を訴えました。今回は民主、共産、社民の代表がいさつ。野党の共同を訴えました。

SEALDZsの皆さんも元気にアピール。

最後は憲法九条を守る首長の会の鹿野文永副会長が最近の活動を紹介し、来年につなげることを訴えました。

- 宮城野区の九条の会は19日行動を各地で展開。6地域九条の会、高砂九条の会、鶴ヶ谷九条の会がそれぞれ各地域で、宣伝活動を展開しました。署名活動では各地域数十名ずつの署名が集まりました。

## 仙南九条の会連絡会の12月度共同行動、白石で90名が集会とデモ！

仙南九条の会連絡会は、12月20日（日）午後1時、白石市で集会とデモを開催。90名余が参加。大河原、村田、角田と続いて、今回が4回目。

丸森町九条の会を除く8市町の九条の会、若者の九条の会9ジョンも参加。集会では川井貞一元白石市長も憲法九条を守る首長の会会長の立場で激励のエールを送って下さいました。パレード出発時には一般市民から署名と2千円のカンパを届けられ、盛り上がりました。小春日和の中、街宣車と「9ジョン太鼓」を鳴らしながらシャッター通りをにぎやかに、ラップ調のシュプレヒコールを響かせて行進しました。



(白石の集会の様子)



(白石市内のデモ行進)

**(3の日行動) 3日は澤地久枝さんの提唱「アベ政治を許さない！」デイ  
同じポスターを全国一斉に掲げよう**

毎月3日は澤地久枝さんが提唱する、「アベ政治を許さない！」統一行動日！  
午後1時キッカリに「アベ政治を許さない！」ポスターを掲げましょう。  
今後、毎月3日午後1時に繰り返します。

九条の会はその地域でポスターを掲げましょう。

- 小牛田九条の会の12月3日のスタンディングを紹介します。(再掲)。  
美里町国道108号線山ノ神交差点で行いました。11名が参加。12時50分～13時30分まで。車の中からの応援が多くありました。



- 6地域九条の会は1月3日に、セラビ幸町周辺で「3の日行動」を予定。県道前でスタンディングを行います。

**「戦争法廃止・九条こわすな」@名取・岩沼・亘理・山元実行委員会が発足**

標記4市町村の九条の会とその他の組織は、「憲法9条を守るためにあきらめず、引き続き行動する」ため、4市町の九条の会などが共同で行動することを決めました。毎月会議を開催し、息長く活動を続けることを決めました。

県内では今年、4月に仙南九条の会連絡会が、大崎九条の会連絡会が生まれています。既に仙台各区(泉、青葉、太白、宮城野で)、県東地域(石巻・東松島・女川)などで連絡会が生まれています。

「連絡会」は各九条の会の活動を共有し、高め合う場として期待されています。

**(東北大学資料館企画展)「東北大生の戦争体験」開催中!**

## 片平・東北大学資料館展示室。2016年1月29日まで

東北大学と東北学院史資料センター連携企画

「東北大生の戦争体験」。「学徒仙台と戦争」展を開催しています。

日時 9月25日～2016年1月29日（金）

会場 東北大学資料館展示室（片平キャンパス。東北大学資料館）

開館時間 10時～17時（土日は16時半まで）。

土日・祝日・年末年始は休館します。

## 「標的の村」の監督・三上智恵監督作品

### 「戦場ぬ止み」（いくさばぬとうどうみ）

あの「標的の村」から2年、沖縄で今、何が起きているのか。

「知事を先頭に国と全面对決してでも沖縄が止めたいものは、日本という国で息を吹き返そうとしている「戦争」そのものです。」（三上智恵）

日時 2016年1月10日（日）①10:30～ ②13時～ ③15:30 ④18:00

各129分

会場 せんだいメディアテーク7Fスタジオシアター

参加費 一般前売り1000円、当日1300円、学生500円（当日も同じ）

中学生以下無料

主催 「テロにも戦争にもNO!を」の会

春日（022-248-2866） 須藤 090-7936-3437

## みやぎ教育文化研究センター新春講演会 中村桂子さんのお話

とき 2016年1月11日（月）13:30～16:30

ところ フォレスト仙台ビル2F 第七会議室

参加費 500円（高校生以下無料）

主催 一般財団法人 宮城県教育会館みやぎ教育文化研究センター

問い合わせは 022-301-2403 みやぎ教育文化研究センターまで

## 吉野作造記念館「おいの宝展」

日時 2016年1月10日（日）～2月28日（日）

会場 吉野作造記念館企画展示室（☎0229-23-7100）

料金 入場無料（常設展見学は有料です。）

民間のコレクションを集めたコーナーです。

- ・ 今回は田尻の斎藤肇さんのご協力でご祖父が集めた歴史・考古学資料を展示。日本近代史

の有名人のコレクションを紹介します。与謝野晶子、大槻磐溪、山縣有朋、白鳥省吾などの墨書や資料を展示。

- ・ 斎藤肇さんは蕪栗グリーンファーム代表で無農薬による環境保全米生産！

### 吉野作造記念館「民本主義 100 周年展」

日時 1月10日より (会場) 吉野作造記念館の廊下 (☎0229-23-7100)  
無料 (常設展見学は有料です。)

### 仙台弁護士会死刑を考える映画上映会 「BOX袴田事件 命とは」

昭和41年6月30日に起きた殺人事件。犯人として逮捕された袴田さん。死の恐怖から解放された。その陰で死刑を宣告した元裁判官の苦悩の告白。

日時 2016年1月16日(土)午後1時から、午後3時30分からの2回上映  
会場 せんだいメディアテーク7Fスタジオシアター  
予約不要。一回定員180名  
主催 仙台弁護士会 共催日弁連・東北弁護士会連合会

### 3・11被災地からつながる輪・お茶っこまつり in 仙台

日時 2016年1月31日(日)10時~15時半

会場 仙台福祉プラザ プラザホール

(仙台市青葉区五橋2丁目12の2:地下鉄五橋下車すぐ隣の建物)

内容

10:00~12:00 三好春樹さん講演(仮題)「家族が認知症になった  
ときに知っておきたい介護」

12:00~12:30 お茶っこタイム(石巻渡波50番さんの焼きそば100個)

12:30~14:00 映画上映会「季節、めぐり それぞれの居場所」第29  
回山路ふみ子福祉賞受賞)

14:00~14:30 上記映画音楽担当森圭一郎さんライブ(シガガーツグライタ)

14:30~15:30 3・11震災からもうすぐ5年、それぞれの現場から

入場無料。問い合わせ先:NPO法人お茶っこケアよってがいん(糟谷さん)

電話・FX 0225-98-8350

主催:NPO法人お茶っこケア・生活協同組合あいコープみやぎ・NPO法人井戸端会議・特定非営利活動法人わらいの館四季

## 2・11 信教・思想・報道の自由を守る宮城県民集会（第42回）

毎年恒例の2・11集会。今年は古賀茂明さんの講演です。

日時 2月11日（木）午後1時半（開場午後1時）

会場 フォレスト仙台ホール（2階の奥）

講演の演題 「信教の自由と民主主義—日本の進むべき道」

講師 古賀茂明さん（1955年生長崎県生。東大法学部卒。通産省に入り、様々な改革を実施。2011年退職。静治、経済、社会の幅広い分野で発信し続けている。2015年外国特派員協会「報道の自由の友賞」受賞。著書多数。

### 大崎九条の会連絡会などが共同で開催予定

#### 憲法学者小林節さんの講演会

大崎地方の九条の会6つと平和団体2つからなる、大崎九条の会連絡会。

会が憲法学者小林節さん（慶応大学名誉教授）をお呼びして開催する講演会。

日時 4月30日（土）午後の予定

会場 大崎市民会館

演題 これから決めます。

講師 憲法学者 小林節さん

### 護憲三団体による護憲集会（2016年5月3日予定）

護憲三団体（憲法会議、護憲平和センター、憲法を守る市民委員会）主催の護憲集会、今年も仙台国際センターで開催予定です。参加できるようご準備を！

日時 2016年5月3日（火・祝日）午後1時より

会場 仙台国際センター（地下鉄東西線が出来て、非常に便利になりました！）

講師などは日本ペンシャワール協会の中村哲さんなどと鋭意交渉中！ご期待ください。

#### （DVD貸し出しのお知らせ）

今年の「つどい」のDVDを貸し出し中。森英樹名古屋大学名誉教授、池田香代子さん（ドイツ文学者・翻訳家）の講演、仙台合唱団のうたごえ、県内九条の会5つの経験発表など豊富な3時間。みやぎ憲法九条の会へお申し込みください。使用料は無料。目安は10日以内で返却を。電話022-728-8812

# 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（39）

小田中 聰樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（「2015年5月に起こった政治の動き」の続き）

## 四 平和安全法制整備法案要綱

（3）周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正（第三条関係）

### 一 題名

この法律の題名を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に改めること。

### 二 目的

この法律の目的に、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「重要影響事態」という。）に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日米安保条約の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化する旨を明記すること。

### 三 重要影響事態への対応の基本原則

1 後方支援活動及び搜索救助活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとする。ただし、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る搜索救助活動を継続することができるものとする。

2 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国等の同意がある場合に限り実施されるものとする。

### 四 定義

1 この法律において「合衆国軍隊等」とは、重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいうものとする。

2 この法律において「後方支援活動」とは、合衆国軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、我が国が実施するものをいうものとする。

3 この法律において「搜索救助活動」とは、重要影響事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であって、我が国が実施するものをいうものとする。

### 五 基本計画

1 基本計画に定める事項として、重要影響事態に関する次に掲げる事項等を追加するこ



と。

- (一) 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響
- (二) 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由
- (三) 後方支援活動又は捜索救助若しくはその実施に伴う後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

2 1の(三)の場合には、当該外国等と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

#### 六 武器の使用

1 後方支援活動としての自衛隊の役務の提供又は捜索救助活動の実施を命じられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するため武器を使用することができるものとする。

2 1の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿营地であって合衆国軍隊等の要員と共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿营地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該宿营地に存在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、1による武器の使用をすることができるものとする。

七 その他所要の規定を整備すること。

#### (4) 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正（第四条関係）

##### 一 題名

この法律の題名を「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」に改めること。

##### 二 目的

この法律の目的を、重要影響事態又は国際平和共同対処事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続きその他の必要な事項を定め、重要影響事態安全確保法及び国際平和協力支援活動法と相まって、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資することとする。

##### 三 船舶検査活動の実施等

1 重要影響事態又は国際平和共同対処事態における船舶検査活動は、自衛隊の部隊等が実施するものとする。

2 船舶検査活動又はその実施に伴う後方支援活動若しくは協力支援活動を外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の装備及び派遣期間を重要影響事態安全確保法又は国際平和協力支援活動法に規定する基本計画に定めるものとする。

3 2の場合には、当該外国等と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

#### 四 武器の資料

船舶検査活動又はその実施に伴う後方支援活動若しくは協力支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を保護するため武器を使用することができるものとする。

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第5条関係

#### **第五 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正（第五条関係）**

##### 一 題名

この法律の題名を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改めること。

##### 二 目的

この法律の目的に、存立危機事態への対処について、基本となる事項を定めることにより、存立危機事態への対処のための態勢を整備する旨を明記すること。

##### 三 定義

1 この法律において「存立危機事態」とは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいうものとする。

2 「対処措置」の定義に、存立危機事態の推移に応じて実施する措置を追加すること。

##### 四 基本理念

存立危機事態への対処に関する基本理念を定めること。

##### 五 国の責務

1 国は、組織及び機能の全てを挙げて、存立危機事態に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有するものとする。

2 国は、武力攻撃事態等及び存立危機事態への円滑かつ効果的な対処が可能となるよう、関係機関が行うこれらの事態への対処についての訓練その他の関係機関相互の緊密な連携協力の確保に資する施策を実施するものとする。

##### 六 対処基本方針

1 政府は、存立危機事態に至ったときは、対処基本方針を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項として、対処すべき事態に関する次に掲げる事項を追加すること。

(一) 事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は存立危機事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実

(二) 事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合にあっては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由

3 存立危機事態においては、対処基本方針には、(一)に掲げる内閣総理大臣が行う国会の承認(衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認)の求めを行う場合にあってはその旨を、内閣総理大臣が(二)に掲げる防衛出動を命ずる場合にあってはその旨を記載しなければならないものとする。

(一) 内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについての自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づく国会の承認の求め

(二) 自衛隊法第七十六条第一項に基づき内閣総理大臣が命ずる防衛出動

七 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第二条関係

### 第二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正(第二条関係)

#### 一 協力の対象となる活動及びその態様の追加等

1 国際平和協力業務の実施又は物資協力の対象として新たに国際連携平和安全活動を追加し、当該活動の定義について、国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事會が行う決議等に基づき、紛争当事者間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助等を目的として行われる活動であって、二以上の国の連携により実施されるもののうち、次に掲げるものとする。

(一) 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

(二) 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

(三) 武力紛争がいまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

2 防衛大臣は、国際連合の要請に応じ、国際連合の業務であって、国際連合平和維持活動に参加する自衛隊の部隊等又は外国の軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することができるものとする。

3 国際的な選挙監視活動について、紛争による混乱を解消する過程で行われる選挙等を含めるものとする。

4 選挙の監視等に係る国際平和協力業務に従事する隊員を選考により採用する者及び自衛隊員以外の関係行政機関の職員に限るものとする。

## 二 国際平和協力業務の種類を追加

1 国際平和協力業務の種類として次に掲げる業務を追加すること。

(一) 防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護

(二) 矯正行政事務に関する助言若しくは指導又は矯正行政事務の監視

(三) 立法又は司法に関する事務に関する助言又は指導

(四) 国の防衛に関する組織等の設立又は再建を援助するための助言若しくは指導又は教育訓練に関する業務

(五) 国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動を統括し、又は調整する組織において行う一定の業務の実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集整理

(六) 自衛隊の部隊等が武力紛争の停止の遵守状況の監視、緩衝地帯における駐留、巡回等の一定の国際平和協力業務（(一)に掲げる業務を含む。）以外の業務を行う場合であって、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者（以下「活動関係者」という。）の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護

2 1の(一)又は(六)に掲げる業務を実施する場合にあつては、国際連合平和維持活動等が実施されること及び我が国が国際平和協力業務を実施することにつき、当該活動が行われる地域の属する国等の同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されていると認められなければならないものとする。

3 内閣総理大臣は、自衛隊の部隊等が1の(一)に掲げる業務又は国際連携平和安全活動のために武力紛争の停止の遵守状況の監視、緩衝地帯における駐留、巡回等の一定の業務を実施しようとする場合は、実施計画を添えて国会の承認を求めなければならないものとする。

## 第六～第十一

### 第六 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一部改正（第六条関係）

#### 一 題名

この法律の題名を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改めること。

#### 二 目的

この法律の目的に、武力攻撃事態等又は存立危機事態において自衛隊と協力して武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な外国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施

されるための措置等について定める旨を明記すること。

### 三 定義

1 この法律において「外国軍隊」とは、武力攻撃事態等又は存立危機事態において、自衛隊と協力して武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な行動を実施している外国の軍隊（武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動を実施しているアメリカ合衆国の軍隊を除く。）をいうものとする。

2 「行動関連措置」の定義に、武力攻撃事態等又は存立危機事態において、外国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の外国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置を追加すること。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

### **第七 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の一部改正（第七条関係）**

「対処措置等」の定義に、外国軍隊が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な行動を追加すること。

### **第八 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正（第八条関係）**

一 この法律の題名を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改めること。

二 存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する所要の規定の整備を行うこと。

### **第九 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正（第九条関係）**

一 この法律の題名を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改めること。

二 存立危機事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関する所要の規定の整備を行うこと。

### **第十 国家安全保障会議設置法の一部改正（第十条関係）**

一 国家安全保障会議は、存立危機事態への対処に関する基本的な方針、存立危機事態、重要影響事態及び国際平和共同対処事態への対処に関する重要事項、国際平和協力業務の実施等に関する重要事項並びに自衛隊の行動に関する重要事項を審議し、必要に応じて内閣総理大臣に対して意見を述べるものとする。

二 内閣総理大臣が国家安全保障会議に諮問しなければならない事項として、第二の二の1の（一）又は（六）に掲げる業務の実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更に関するもの並びに第二の一の2の自衛官の国際連合への派遣に関するもの並びに保護措置の実施に関するものを追加すること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

### **第十一 施行期日等（附則関係）**

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 その他所要の調整規定を設けるほか、関係法律について所要の改正を行うこと。

## 五 「国際平和支援法案」についての問題点（一）（本稿（38）参照）

（1） 問題点の第一は、「国際平和共同対処事態」を誰が、いかなる要件の下に認定するかが全く不明であることである。奇妙なことに、内閣総理大臣にも認定権を与えると明記されていない。国連も同様である。しかも各々の隊員に判断権を与えたものとするのも奇妙である。

（2） 第二は、武器の使用が広く認められていることである。自衛官は、「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い、自己の管理下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない相当の理由がある場合に必要と判断される限度で武器をしようすることができる」「武器の使用は上官の命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるいとまがないときはこの限りではない」「武器の使用に際しては正当防衛、緊急避難に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない」「協力支援活動又は捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官は、外国の宿营地に対する攻撃があった場合に武器を使用できる。」とされている（同法 11 条参照）。

以上の条文は武器の使用を「やむを得ない必要」「合理的と判断される限度」「正当防衛の緊急避難を除き」という要件で限定しているかの一見みえる。しかしこれらの要件は、何ら限定的役割を果たせない。なぜなら戦闘状態に入った場合、自衛隊員が殺すか殺されるかの殺し合いの戦闘の最中に、これらの限定的な要件に拘束されるであろうか。答えは明らかにノーである。

（3） つまり国際平和支援法案は、国際社会の平和と安全を脅かす事態を除去するための法であるとされているが、しかし武器の使用を広く認めることによって、逆に局地的紛争を戦争化するという全く逆の役割を果たすものである。

その意味で国際平和支援法の実態は、軍事支援法である。しかもその前提に集団的自衛権＝日米共同戦争を許容する法的論理が前提となっているのである。

## 六 「平和安全法制整備法案要綱」（以下「法案」という）についての問題点（一）（本稿（38）参照）

（1） 「法案」は、全部で 10 個の「法案」から成り立っている。それ自体立法としては異例なことだが、これらを統一的に貫いているのは、アメリカないしアメリカ軍と共に世界を軍事的にも政治的にも経済的にも覇権を握ることである。

以上の基本的観点から、いくつかの重要と思われる法案の問題点を検討する。第一に「自衛隊法の一部改正（第一条関係）」を取り上げる。

- ① 自衛隊の任務を拡大したことである。自衛隊は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」に出動することが追加された。そしてこの事態に生じた場合、保護措置を行う自衛官は、邦人もしくは保護対象者の生命若しくは身体の防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要とされる限度で武器を使用できるものとする。」

また自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国軍隊、その他これに類する組織の部隊であって自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できるものとする。」(要綱第一)

- ② 問題点の第一は、外国の領域で外国に対する武力攻撃が発生した場合、自衛官は武器を使用できるとしたことである。そもそも外国への武力攻撃に対し、日本が武力攻撃を行うのは集団的自衛権を認めるものである。

第二に「やむを得ない必要」「相当の理由」「合理的に必要な限度」とする歯止めがかけられているように一見見える。しかしその判断は自衛官に任せられている。それだけでなく「やむを得ない必要」といい、「相当な限度」といい、「合理的に必要な限度」といい、いかようにも解釈できる曖昧が概念である。しかも戦闘中、つまり殺すか殺されるかの戦闘現場でそのような歯止めは無きに等しいのが現実である。

第三に、アメリカの武器の警護のためにも武器使用が認められるといのは、防衛大臣が必要性の判断することになっているとはいえ、これまた「集団的自衛権」容認の上に初めて成り立つものであり、憲法九条に反し違憲である。

## 七 「平和安全法制整備法案要綱」(「法案」) についての問題点 (二) (本稿 (38) 参照)

- (1) 次に「国連平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正」について、その問題点を指摘したい。

- ① 第一に、「法案」によれば「国際連合平和維持活動に……内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣できることができる」とされている。そして「法案」によれば平和維持活動とは、武力紛争停止・維持活動、武力紛争発生未然防止活動、選挙監視活動などとされている。

しかしこの種の活動は文官こそが適切に行い得る業務である。然るに「法案」はわざわざ自衛官を派遣し得ると規定している。これは、他国に軍事介入する布石であるというべきである。

- ② 第二に、「国際平和協力業務」が拡大されたことである。①防護を必要とする住民、

被災民その他の生命、身体及び財産に対する危害の防止・抑止その他特定区域の保全のための監視、駐留、巡回、検問、警護、②矯正業務に関する助言・指導・矯正事務監視、③立法・司法事務に関する助言、④国の防衛に関する組織設立・再建の援助・助言・指導・教育訓練、(以下略)、⑤自衛隊の部隊等が武力紛争の停止の遵守状況の監視、緩衝地帯における駐留、巡回等の一定の国際平和協力業務(一)に掲げる業務を含む。)以外の業務を行う場合であって、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援するもの(以下「活動関係者」という。)の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、または生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護。

以上が追加された新たな業務である。この業務のうち①から⑤迄の業務の中には文官こそが適当な業務がある(とくに②③の業務)。にも拘わらず「法案」はわざわざ自衛隊を派遣するとしている。これは他国に介入するための口実・布石である。

- ③ 第三に武器の使用その他の措置についてである。「法案」は、次のように規定している。

### 三 武器の使用

1 国際平和協力業務に従事する自衛官は、その宿営する宿营地であって当該業務に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があったときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、武器の使用をすることができるものとする。

2 二の1の(一)に掲げる業務に従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができるものとする。

3 二の1の(六)に掲げる業務に従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができるものとする。

### 四 その他の措置

1 国際平和協力本部長は、国際平和協力隊の隊員の安全の確保に配慮しなければならないものとする。

2 人道的な国際救援活動の要請を行う国際機関を掲げる別表に新たな機関を加えること。



3 停戦合意のない場合における物資協力の対象となる国際機関を掲げる別表に2の機関を加えるとともに、当該物資協力の要件を明確化すること。

4 政府は、国際連合平和維持活動等に参加するに際して、活動参加国等から、これらの活動に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において必要と認めるときは、我が国の請求権を放棄することを約することができるものとする。

5 防衛大臣等は、国際連合平和維持活動等を実施する自衛隊の部隊等と共に活動が行われる地域に所在して大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊から応急の措置に必要な物品又は役務の提供に係る要請があったときは、これを実施することができるものとする。

#### 五 その他所要の規定の整備を行うこと。

いずれにせよ、これらの条文はいかようにも解釈可能な曖昧な法的概念が使われており、一旦戦争が起こった際には、何らの歯止めにならない。このことは歴史の教訓である。軍隊は本質的に殺人集団であり、殺人の論理は殺すか殺されるかである。そのさいに、このような曖昧な歯止めは吹き飛ぶのが現実である。

八 「平和安全法制整備法案要綱」（「法案」）についての問題点（三）（本稿(38)参照）

(1) 「法案」の名称を「周辺事態に際して我が国の平和及び安全に確保するための措置に関する法律の一部改正」を「重要事態に際して我が国の平和と安全を確保するための措置に関する法律の一部改正」に変えている。

(2) その目的は重要影響事態に際しアメリカ軍隊等に対する後方支援活動（兵站活動）を行うことにある。

その条文は次の通りである。

第三 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正（第三条関係）より

#### 三 重要影響事態への対応の基本原則

1 後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとする。ただし、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る捜索救助活動を継続することができるものとする。

2 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国等の同意がある場合に限り実施されるものとする。

問題の第一は「重要影響事態」とは、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」という予測的概念である（傍点筆者）。予測に基づき、アメリカの後方支援活動等（兵站活動）を行

うのはアメリカの属国になったに等しいことである。

また兵站活動とは、戦争の際に物資や役務を調達することであり、戦争行為の中でも戦闘行為と同程度の重要な活動である。日本がアメリカや中国などと戦争（第二次世界大戦）をしたときに、日本軍は兵站活動が貧弱であったことが敗戦の要因であったと分析される程に重要な戦争行為である。

しかも今回の「法案」によれば、予測に基づきアメリカや外国の軍隊に対し、兵站活動を武力を用いて行うものである。正に集団的自衛権の発現ないし一形態であり、違憲な「法案」であることは多言を要しないであろう。

(以下次号)

#### みやぎ憲法九条の会

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1丁目2-45

電話 022-728-8812      ファックス 022-276-5160

Eメール [info@9jou.jp](mailto:info@9jou.jp)